

南部地区障がい児（者） 歯科保健推進事業実施要領

目的

第1条 食べることは人生における大きな楽しみであり、QOL（生活の質）を確保するうえで、最も基本的な要素となるものである。このため、歯と口の健康づくりは全ての人々にとって重要である。

特に、障がい児（者）は健常者に比べ歯科疾患に罹患しやすく、また、治療は困難を伴うことが多いため、予防を第1とした歯科保健対策が強く望まれるところである。

このため、保健所では障がい児（者）の歯と口の健康づくりを図ることを目的として、下記事業を実施する。

事業主体

第2条 本事業の実施主体は、南部福祉保健所とする。

事業内容

第3条 事業の内容は次のとおりとする。

（1）障がい児（者） 歯科保健推進連絡会議の開催

障がい児（者）に関わる人々が障がい児（者）を取り巻く歯科保健に関する情報を共有し、その発信を行うとともに、歯科保健医療状況の改善等に努める。

（2）研修会等の開催

障がい児（者）に関する人々の歯科保健知識や口腔ケア技術等の向上を図ることを目的に関係機関等を対象に研修会、講演会等を必要に応じて開催する。

歯科保健推進連絡会議（以下「連絡会」という）

第4条 連絡会議は、南部地区歯科医師会等、保護者又は親の会、市町村、その他関係機関・団体等関係者から15人程度の委員により構成する

（1）連絡会議は年1回開催する

（2）内容によって外部関係者の出席を求めることができる。

事務局

第5条 連絡会議の事務局は南部福祉保健所に置く

附則

この要領は平成18年9月28日から施行する

〃 平成21年12月3日から施行する

〃 平成23年2月24日から施行する